

茨木市障害者雇用奨励金支給要綱

茨木市障害者雇用奨励金支給要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

（目的）

第1 この要綱は、障害者を雇用する事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。第2及び第3において「障害者雇用促進法」という。）第38条第1項の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）に対し、茨木市障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、障害者の雇用の安定を促進し、もって障害者の自立の助長と福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2 この要綱において「障害者」とは、第5に規定する支給対象期第1期の初日において、市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者
- (2) 障害者雇用促進法第2条第5号に規定する重度知的障害者
- (3) 障害者雇用促進法第2条第4号に規定する知的障害者（全号に掲げる者を除く。）
- (4) 障害者雇用促進法第2条第6号に規定する精神障害者

（支給対象）

第3 奨励金の支給の対象となる事業主は、第2に規定する障害者を雇用保険の一般被保険者として雇い入れているものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、過去に奨励金の支給を受けた事業主がその支給の根拠となった当該障害者を再び雇い入れる場合は、対象としない。

- (1) 当該障害者を雇い入れたことにより、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第110条第2項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）（以下「特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）」という。）を受給した事業主であること。
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下であること。
- (3) 奨励金の支給に係る雇い入れについて、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を受給しており、助成対象期間が終了していること。ただし、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）を助成対象期間終了まで受給していないことについて、申請期限の徒過その他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (4) 障害者を雇用する事業主が次のいずれかに該当する場合にあっては、当該事業

主の事業所が市内にあること。

ア 障害者雇用促進法第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社

イ 障害者雇用促進法第45条第1項の認定に係る同項に規定する関係会社

ウ 障害者雇用促進法第45条の2第1項の認定に係る同項に規定する関係子会社

エ 障害者雇用促進法第45条の3第1項の認定に係る同項に規定する特定事業主
(支給対象期間)

第4 支給対象期間は、国の助成金の対象期間が終了した日の属する月の翌月から起算して、次の各号に掲げる雇用した障害者の区分に応じた、当該各号に定める期間とする。

(1) 重度身体障害者 18月

(2) 重度知的障害者 18月

(3) 知的障害者で雇い入れ日において45歳以上の者 18月

(4) 知的障害者で全号以外の者 12月

(5) 精神障害者 18月

2 前項各号の規定にかかわらず、1週間の労働時間が20時間以上30時間未満の労働者として雇用した場合における支給対象期間は、12月とする。

(支給方法)

第5 奨励金は、支給対象期間を6月ごとに区分した期間を支給対象期(第1期、第2期、第3期)とし、支給対象期ごとに支給する。ただし、各支給対象期において給与の支払をしなかった月が2月以上ある場合にあっては、当該支給対象期に係る奨励金は支給しないものとする。

(支給金額)

第6 支給金額は、雇用した障害者1人につき、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

(1) 重度身体障害者 900,000円(第1期300,000円、第2期300,000円、第3期300,000円)

(2) 重度知的障害者 900,000円(第1期300,000円、第2期300,000円、第3期300,000円)

(3) 知的障害者で雇い入れ日において45歳以上の者900,000円(第1期300,000円、第2期300,000円、第3期300,000円)

(4) 知的障害者で全号以外の者 420,000円(第1期210,000円、第2期210,000円)

(5) 精神障害者 900,000円(第1期300,000円、第2期300,000円、第3期300,000円)

2 前項の規定にかかわらず、第4第2項の規定に該当するときの支給金額は、300,000円(第1期150,000円、第2期150,000円)とする。

3 支給対象期の途中で奨励金の支給根拠となる障害者を雇用しなくなったとき及び当該障害者が市内に住所を有しなくなったときは、当該支給対象期における支給金額は前2項で定める金額を月割で算定した額とする。この場合において、当該障害者を雇用しなくなった月又は当該障害者が市内に住所を有しなくなった月の雇用日

数が16日を超える場合は、当該月分までとし、16日以下の場合は、当該月の前月分までとする。

(奨励金の支給申請)

第7 奨励金の支給を受けようとする事業主は、茨木市障害者雇用奨励金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、各支給対象期が終了した月の翌月から起算して3月以内に市長に申請しなければならない。

(1) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)支給決定通知書(最終期分)の写し。ただし、特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)を助成対象期間終了まで受給していない場合にあっては、不支給決定通知書または受給していない理由を記載した書類

(2) 給与の支払を確認できる書類

(3) 支給要件を確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類の一部を添える必要がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。

(奨励金の支給決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたものについて予算の範囲内において奨励金の支給を決定し、申請者に対し茨木市障害者雇用奨励金支給決定通知書(様式第2号)により通知する。

(奨励金の支給請求)

第9 第8の茨木市障害者雇用奨励金支給決定通知書を受けたものは、茨木市障害者雇用奨励金支給請求書(様式第3号)を市長に提出し、奨励金の支給を請求しなければならない。

(奨励金の支給)

第10 市長は、第9の茨木市障害者雇用奨励金支給請求書を受け付け、審査の上、適当と認めるときは当該請求者に奨励金を支給する。

(立入検査)

第11 市長は、奨励金の執行の適正を期し、事業の円滑な推進を図るため、その職員に、支給対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第12 奨励金の交付を受けた事業主は、当該事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 奨励金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第13 奨励金の交付を受けた者は、当該事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(奨励金の取消し等)

第14 市長は、奨励金の支給を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を支給せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により奨励金の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第15 市長は、奨励金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱の規定により支給決定を受けている奨励金等の取扱いについては、なお従前による。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱（以下この項において「改正後の要綱」という。）第3の規定は、この要綱の実施の日以後に改正後の要綱第5に規定する支給対象期（第1期）の初日が到来する奨励金について適用し、同日前に改正後の要綱第5に規定する支給対象期（第1期）の初日が到来した奨励金については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱の規定は、この要綱の実施の日以後の申請に係る奨励金について適用し、同日前の申請に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市障害者雇用奨励金支給要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号（第7関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地
名称
代表者氏名

印

※自署の場合は押印不要

茨木市障害者雇用奨励金支給申請書

茨木市障害者雇用奨励金の支給を次のとおり申請します。

1 雇用した障害者氏名等

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日 年 月 日
- (4) 障害の程度 重度身体（短時間該当 有・無）

重度知的（短時間該当 有・無）

知的（45歳以上・45歳未満）
短時間該当 有・無

- (5) 雇用した日 精神（短時間該当 有・無）
年 月 日

2 事業規模 従業員数 人

3 支給申請額 円

4 支給対象期 年 月 ～ 年 月（第 期）

5 添付資料

- (1) 特定求職者雇用開発助成金支給決定通知書（最終期分）の写し
- (2) 給与の支払を確認できる書類
- (3) 支給要件を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第8関係）

茨木市指令 第 号

所在地
名称
代表者氏名

様

茨木市障害者雇用奨励金支給決定通知書

金 年 月 日付け申請の茨木市障害者雇用奨励金は、次の条件を付けて、
円を支給します。

条 件

- 1 支給対象期 年 月 ～ 年 月 （第 期分）
- 2 この奨励金は_____の雇用に伴う奨励金とする。
- 3 茨木市障害者雇用奨励金支給要綱を順守すること。

年 月 日

茨木市長

様式第3号（第9関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
名称
代表者氏名

⑩

茨木市障害者雇用奨励金支給請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で支給決定通知のあった
茨木市障害者雇用奨励金を次のとおり請求します。

- 1 請求金額
- 2 支給対象期 年 月 ～ 年 月 （第 期分）
- 3 この奨励金は _____ の雇用に伴う奨励金とします。